

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月 2 日

【発行者の名称】 デンマーク地方金融公庫
(KommuneKredit)

【代表者の役職氏名】 Eske Hansen
(シニア・バイス・プレジデント
(資金調達・財務部門長))

Helene Møllmann
(主任法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 丸 博 善

【住所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 丸 博 善

【住所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月25日付で提出した有価証券届出書（平成27年5月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、未定および予定事項が決定しましたので、関係事項を下記のように訂正するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

1 売出要項

2 利息支払の方法

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(訂正前)

< 前 略 >

売出債券の名称	デンマーク地方金融公庫 2020年6月18日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (以下「本債券」という。)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	88億6,500万円(予定)(注1)
各債券の金額	100万円(注3)
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	88億6,500万円(予定)(注1)
利 率	() 2015年6月18日(同日を含む。)から2015年9月18日 (同日を含まない。)までの期間: 年(未定)% (年 3.50%以上年5.50%以下を仮条件とする。) () 2015年9月18日(同日を含む。)から償還期限または (場合により)期限前の償還日(いずれも同日を含ま ない。)までの期間: 利率判定評価日の参照指数終値により 以下のとおり変動する。 (イ) 利率判定評価日におけるすべての参照指数の参照指数 終値が関連する利率判定水準以上である場合、年(未 定)% (年3.50%以上年5.50%以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定評価日におけるいずれかの参照指数の参照指 数終値が関連する利率判定水準未満である場合、年0.10% (注1)(注2)
償還期限	2020年6月18日(ロンドン時間)(注4)
売出期間	2015年6月4日から2015年6月17日まで(注5)
受渡期日	2015年6月19日(日本時間)(注5)
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならび に(注6)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所また は事務所(注7)

(注1) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、88億6,500万円(予定)である。本債券の額面総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注2) 本債券の付利は、2015年6月18日(同日を含む。)に開始する。利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については下記「用語の定義」をそれぞれ参照のこと。

(注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。

(注4) 本債券は、下記「3. 償還の方法 - (2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日(下記「用語の定義」に定義される。)に早期償還される可能性がある。

なお、その他の早期償還については下記「3.償還の方法 - (3) 税制上の理由による償還」および「11. その他 - (1)債務不履行事由」を参照のこと。

- (注5) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日(下記(注8)に定義される。)のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注7) 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。
- 売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われぬ。なお、本債券の券面については、下記「11. その他 - (2)包括債券」を参照のこと。
- (注8) 本債券は、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および本債券に関する最終条件書に基づき、2015年6月18日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- (注9) 本債券は、合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。
- (注10) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

< 中 略 >

用語の定義

< 中 略 >

「計算代理人」とは、(未定)をいい、その承継者を含むものとする。

< 後 略 >

(訂正後)

< 前 略 >

売出債券の名称	デンマーク地方金融公庫 2020年6月18日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (以下「本債券」という。)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	88億6,500万円(注1)
各債券の金額	100万円(注3)
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	88億6,500万円(注1)
利 率	() 2015年6月18日(同日を含む。)から2015年9月18日 (同日を含まない。)までの期間: 年5.35% () 2015年9月18日(同日を含む。)から償還期限または (場合により)期限前の償還日(いずれも同日を含ま ない。)までの期間: 利率判定評価日の参照指数終値により 以下のとおり変動する。 (イ) 利率判定評価日におけるすべての参照指数の参照指数 終値が関連する利率判定水準以上である場合、年5.35% (ロ) 利率判定評価日におけるいずれかの参照指数の参照指 数終値が関連する利率判定水準未満である場合、年0.10% (注2)
償還期限	2020年6月18日(ロンドン時間)(注4)
売出期間	2015年6月4日から2015年6月17日まで
受渡期日	2015年6月19日(日本時間)
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならび に(注5)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所また は事務所(注6)

(注1) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、88億6,500万円である。

(注2) 本債券の付利は、2015年6月18日(同日を含む。)に開始する。利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については下記「用語の定義」をそれぞれ参照のこと。

(注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。

(注4) 本債券は、下記「3. 償還の方法 - (2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日(下記「用語の定義」に定義される。)に早期償還される可能性がある。

なお、その他の早期償還については下記「3. 償還の方法 - (3) 税制上の理由による償還」および「11. その他 - (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注5) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

(注6) 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。

売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われぬ。なお、本債券の券面については、下記「11. その他 - (2) 包括債券」を参照のこと。

(注7) 本債券は、発行者のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および本債券に関する最終条件書に基づき、2015年6月18日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。

(注8) 本債券は、合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込

み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注9) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

< 中 略 >

用語の定義

< 中 略 >

「計算代理人」とは、

ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいい、その承継者を含むものとする。

< 後 略 >

2【利息支払の方法】

(訂正前)

<前 略>

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年6月18日(同日を含む。)から2015年9月18日(同日を含まない。)までの期間については、年(未定)%(年3.50%以上年5.50%以下を仮条件とする。)、すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2015年9月18日に、その日(同日を含まない。)までの利息として、(未定)円が支払われる。
- (2) 変動利率：2015年9月18日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2015年12月18日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(同日を含まない。)までの3か月間の連動利息期間についての利息が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額(以下「連動利息額」という。)は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。
- () 関連する利率判定評価日におけるすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準に等しいかそれを上回る場合、関連する連動利払期日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)%(年3.50%以上年5.50%以下を仮条件とする。)とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。

<後 略>

(訂正後)

<前 略>

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年6月18日(同日を含む。)から2015年9月18日(同日を含まない。)までの期間については、年5.35%、すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2015年9月18日に、その日(同日を含まない。)までの利息として、13,375円が支払われる。
- (2) 変動利率：2015年9月18日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2015年12月18日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(同日を含まない。)までの3か月間の連動利息期間についての利息が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額(以下「連動利息額」という。)は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。
- () 関連する利率判定評価日におけるすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準に等しいかそれを上回る場合、関連する連動利払期日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年5.35%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、13,375円とする。

< 後 略 >